

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

北茨城市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 平野部（中郷町区域、大津町区域）

(1) 現況

太平洋沿岸の平坦地帯である本地域は、沿岸性気候で夏涼しく、冬も温暖であり、旧態の区画や農道などの未整備地区はあるものの、農地の整備率はおおむね高く、水稻を中心に都市近郊野菜や施設園芸・酪農・花きなどの生産が行われている。一方、農業就業者の高齢化や減少に伴い、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地の発生が見込まれるなど、優良農地の遊休化が懸念され、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するとともに、中郷町区域では、併せて同項第1号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中山間部（磯原町区域、華川町区域、関南町区域、関本町区域）

(1) 現況

阿武隈山地多賀山系の中山間地帯である本地域は、内陸性の気候で冬季の寒さは厳しく、耕地も山間狭あい地の未整備地区が多い。農業経営は、畜産（肉用繁殖牛、肥育牛）、有機野菜・特用作物などの生産が行われている。一方、旧関本村や旧華川村は特定農山村地域に指定されるなど、平野部と比べて生産条件の格差が大きいことから、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加が進んでおり、農業生産活動や農村集落活動の維持が課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	中郷町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	磯原町区域	法第3条第3項各号に掲げる事業
③	華川町区域	法第3条第3項各号に掲げる事業
④	関南町区域	法第3条第3項各号に掲げる事業
⑤	大津町区域	法第3条第3項第3号に掲げる事業
⑥	関本町区域	法第3条第3項各号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- (1) 茨城県の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」第4の2の(1)の規定に基づき、県が設置する地域の実情を踏まえた支援を行うことができる推進体制を活用し、相互に連携・協力を図るものとする。
- (2) 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画(別紙)

1. 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、同一の生産組織、生産法人等により農業生産活動が行われている場合など営農上一体性がある場合において、複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

北茨城市華川町(旧華川村)、関本町(旧関本村)

(イ) 地域の実態に応じて茨城県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

(以下「特認地域」という。)

北茨城市磯原町(旧磯原町)、関南町(旧関南村)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地(田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満の勾配)をすべて対象

(2) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

1) 耕作、農用地管理等を行う者(農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。)を対象とする。

農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

2) 農業従事者一人当たりの所得が各都道府県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない(一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。)が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。